

令和4年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

会計管理局

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」（※1）は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」（※2）に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間（履行期間） （物品購入契約は契約締結日）	契約の相手方	契約金額（円）	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
管理課	財務会計システム改修業務委託（公金収納方法多様化対応）	財務会計システム改修業務	令和4年12月1日 ～ 令和5年3月28日	日本電気株式会社 滋賀支店	39,600,000	契約の相手方が本システムに係る知的財産権を有しており、他の者では改修業務を実施できないため。	2	3イ